

議 長 日程第3「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 皆様、おはようございます。令和4年9月13日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月9日、13日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された「議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、条例について、本則を条ごとに附則及び別表までの趣旨等の説明を受け、これまでの収支や利用実績の確認、近隣市町の料金の比較等について慎重に審査しました。

審査の結果、当該条例は適切なものであると判断しました。なお、今後の管理運営について、次の項目について強く申入れをします。

(1) 入園料500円についてはあくまでも上限であって、現行料金から値上げするときは慎重に検討されたい。なお、町民は常に入園料免除、催事の開催期間以外は町外の方も入園料免除であることを周知すること。

(2) 特にこどもの館、自然館については、条例第2条（施設及びその目的）の目的に合った運営をされたい。

(3) 駐車場（普通自動車以上）の使用料については、近隣の料金設定等を調査研究し、多様な車両に対応できるよう検討されたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 産業厚生の皆様、2日間にわたり熱心な審査、御苦労さまでした。

委員会に付託される前に、この条例が提案されたときに、私、お願いしたと

思います。1つについては、第3条関係の入園料、それと第4条関係の駐車料金ですか、この2つについて十分審査していただきたいと。特に入園料、500円になっています。これについては、それなりの理由があれば致し方ないけれども、理由がなければ300円でよろしいのではないかと。2年前に500円の条例を提案したときに否決されてます。そういった経緯もあります。300円というのは、これは当時審議したときに、その桜まつりにかかる費用、その実費負担、そういったことで300円で行けるだろうということでした。それが500円としたのはどのような理由で500円になったのか、それが1点目です。

次に駐車場です。別表第2で駐車料、普通自動車以上となっています。規則では普通自動車と大型自動車になってます。実際にマイクロバスとかそういったものが何台か止まっているのを拝見してます。ですから、ここはやはり収入を確保するために大型自動車、これも入れて、普通自動車と大型自動車を分けて、普通自動車が1,000円だったら大型自動車は2,000円とか、1,500円とか、私はするべきだと感じておりました。あと、それ以外にもオートバイですね、自動二輪、原付、この関係についても、実際に止まってるんですけども、無料で止まっています。これについては、やはり指定管理者に管理を委託して収入源とするために、運用上はちょっと難しい面もありますけれども、条例だけに記載して、あと運用面で事情があれば取りあえず徴収できなくても仕方がないのかなと私は考えています。

そのようなことから、この入園料、駐車場の料金、これが申入れだけで終わってます。修正議決をどうしてされなかったのかというふうに感じますので、この件についてお答えください。

7 番 南 雲      この件については、再三いろんな角度からの資料も提出していただきました。それで、最終的に、収入としてハーブ館の収入と、駐車場の使用料と、ふるさと鉄道を、ほかのものを歳入として見込みます。そして歳出として、西平畑公園の管理費、ハーブガーデン管理費、これは今までガーデンボランティアさんがずっと長い間ボランティアさんとして庭の手入れをしていただいていたけれども、やはりお支払いするべきと、計算するべきだということで入れてい

ただき、子どもの館管理運営費、それから自然館管理運営費を歳出として全体の収支を出し、それにさらにイベント経費として観光協会のほうにお支払いしている部分をさらにそこから引いて、それを、来園者数を過去の、30年度の過去にいらした方の人数で割ったものが422円という数字でした。そういうことで、これには職員の人件費も入っていませんので、妥当なシミュレーションを頂けたと思っています。

それから、2点目なんですけれども、これに関しても近隣の市町の状況の資料が提示され、その中でいろいろマイクロバスやバイクの徴収があるところやないところ、いろいろでした。町としては、不公平感を考えた場合、対応すべきと考えていらっしゃいます。でも不安要素があり、これからバイクの台数を増やすとか、そういったことも、また機械の対応としてセンサーも可能だということまでは分かっているけれども、どのようにしていったらいいかという不安要素もあり、前向きに検討していく考えであるとのことでした。以上です。

5 番 田 代 入園料、500円、平成30年ベースの決算で積算したと。私ども、当時2年前に産業厚生常任委員会でした。そのときも30年ベースでした。450円ほどかかるというお話だったんですけれども、捉え方が違っているのではないかというふうに感じます。当時は300円でできた。同じ年度です。その辺は、そのときの資料で若干違うかもしれませんが、その辺は大いに疑問に思います。

それと、先ほどもお話ししたように、取る、取らないは別にして、取りあえず条例上は稼げるために大型自動車を普通自動車、区分を別にして、料金も大型自動車はそれだけ駐車スペースを取りますから高くする。自動二輪、原付も運用上ちょっと取りにくい面もありますけれども、取りあえず条例ではこの中に入れ込んで、いつでもお金を取れるようにするという姿勢が私は必要だと思います。回答は結構です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 この委員会報告の中でですね、ちょっと不明な点がありますので、それらの数字をお聞かせいただきたいと思います。これまでの収支というふうに入ってまして、これは収入と支出だと思うんですけれども、これまでというは何年、

数年間だと思えますが、それらの収入、支出と利用実績が分かりましたらお願いを、当然説明をね、委員会審議の中で担当課から説明を受けているということでこういうふうな記載があると思えますので、その数値をお願いをしたい。

併せて、その次に近隣市町の料金の比較。これもですね、単に、やはり公園施設ということで、近隣がどういうふうな形になっているのかということで、審議の中に入られたと思えますが、収支と利用実績、料金、いつからの、何年度、何年度の収支なのか、その点についてお願いをいたします。

7 番 南 雲 井上議員のおっしゃったのは、歳入と歳出を過去の、過去からずっと1年ごとにとということよろしいでしょうか。

6 番 井 上 いや、いつまでというか、この委員会の中でこれのですね、数字について担当課からの説明を受けたわけですね。その数字を説明していただければ結構です。

7 番 南 雲 ベースとなる30年度が、コロナの影響のない、直営でフルに稼働していたということで30年度を基にしましたけれども、令和1年度、令和2年度、令和3年度の決算も資料として頂きましたけれども、その数字を申し上げるということで。（「はい」の声あり）

まず、令和1年度が、歳入が3,094万612円。（「平成30から」の声あり）平成30が、歳入が3,688万2,007円。令和1年が3,094万円。令和2年、1,137万円。令和3年、決算見込みとなります。4,945万円。平成30年度、歳出決算、5,522万円。令和元年、4,856万円。令和2年、2,323万円。令和3年、決算見込みとして3,804万円です。そうしまして、歳入歳出、歳入から歳出した全体の収支は、平成30年度決算がマイナス1,834万円。令和元年決算、マイナス1,762万円。令和2年決算、1,186万円。令和3年決算見込みとして1,141万円。以上でございます。（「イベント経費は入れないの」の声あり）ごめんなさい、イベント経費として、平成30年度が…（私語あり）失礼しました。

6 番 井 上 やっぱりイベント経費というのは、当然私は支出の中に入ってるというふうに理解してるんですけども、それは別掲ということですか。

7 番 南 雲 すみません、資料が別に計算されるようになっていまして、平成30年が525万

円。

6 番 井 上 すみません、委員長、報告の途中で申し訳ないんですけども、イベント経費というのは何なのかですね。当然収支を出してもらおうというのは、当然その中に入ってしかるべきものなんですよ。どういうもので、何で別掲でですね、そのイベント経費を実際のそういう歳出なり歳出見込みのところから別立てをするのか、そこら辺の説明も併せてお願いします。

7 番 南 雲 このイベント経費は観光振興費から出されていて、桜とかイルミネーションのときにかかったイベント経費として観光協会のほうにお渡ししている経費です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 もっと分かりやすく、例えば今、3年度の決算書がなくても…けれども、イベント経費が143ページ辺りに…経費のイベント経費で、何で別掲にするのかを。

それはですね、実際に公園の運営とは別の経費だというふうに思うんですよ。今ですね、数字を頂いた中で、例えばそれをやることによって、それが公園の入園料にね、どういうふうに関わるかは、ちょっと別の問題であるんじゃないかなというふうには思いますが、取りあえず先ほどの収入、支出がですね、管理に要する経費の合計及びそれに係る収入ということで理解をしますが、それだとまずいんですか。

7 番 南 雲 この収入支出全体の中からさらに観光協会に支出される金額を差し引いて、全体の収支として見た計算ということで御理解頂けたらと思いますけれども。

議 長 よろしいですか。ほかにはございますか。（「いやいや。」の声あり）駐車場か。駐車場は。（「近隣。」の声あり）近隣か。（「利用実績と近隣の。」の声あり）

7 番 南 雲 利用実績としては頂いておりません、資料、すみません。近隣の利用実績って駐車場ですよ。

6 番 井 上 もしあれだったら、ちょっと暫時休憩してもらって、もう一回調整してもらったほうがいいんじゃないですか。（私語あり）

4 番 平 野 近隣の…（「違う、違う、利用実績。」の声あり）違う、違う、近隣の料金のじゃなくて。（「そこの前に利用実績を確認したと書いてあるでしょう。」の声あり）これまでの収支や利用実績でしょう。これは町でしょう。近隣のというのは、料金施策、頂いた資料。（「いやいや、利用実績と近隣の利用実績を示してくださいと。」の声あり）利用実績というのは、（「平成30から言われたので、平成30の利用実績は何人でしょうか。」の声あり）利用実績に関しては、30年ですかね。令和3年か。ごめんなさい、令和3年の桜まつりが、有料の方が7万8,914人。（「それは令和3年でしょう。」の声あり）はい。有料の令和3年の桜まつり、7万8,914人。来園の総数、年間は完全なカウントをしていないとのことですが、およそ10万人。平均で、桜まつり期間中に約8割がいらしているという説明を受けました。ちなみに、きらきらのほうは1万4,000人とのことですが。

すみません、近隣のことに关しましては、駐車場の料金比較と、あとここは1か所だけだったんですが、利用料の表を頂きました。それによると利用料は、平塚の花菜ガーデンというのかな、花菜ガーデンは、レギュラーシーズン、ピークシーズン、スローシーズンという非常に細かい設定がされておりまして、また、年齢区分もシニア、65歳以上と、大人、20歳から64まで、そして中人という高校生・学生・20歳未満という枠がありまして、さらに小・中学生という、年齢は4区分になっております。そして、レギュラーシーズンの大人、20から64、ここが一番多そうなところ、レギュラーシーズンでは550円、そしてピークシーズンは5月らしいんですが、バラがある、900円。スローシーズンは1月だけなんです、200円というような差額になっております。また、年間パスポート2,400円があったりします。

そして、駐車場に関しては、かなりたくさんのところを見せていただきましたが、全部言ったほうがいいですか、いいですか。何か所か見させていただいて、バイクという枠があるところが実は少ないということが分かり、横須賀市のソレイユの丘、バイクは1回当たり400円。愛川町のあいかわ公園が二輪車、平日は無料、土・日、祝日、ゴールデンウィーク、夏休み、春休み、100円と

というようなことが分かりました。

6 番 井 上 委員会報告書のですね、内容についてはある程度理解をできました。先ほどのですね、料金の関係ですけれども、ここに書いてあります500円を上限であって、料金から値上げするときは慎重に検討されたいというのは、この部分というのは、もう執行者の権限の部分なんですよね。議会のほうでこの条例、500円でいいと認めちゃうのは、500円が適正であるというふうに委員会で判断をしたということになってしまいます。でですね、再度その500円について、委員会の中ではどういう議論があって500円が適正と認めたのかということについての説明を頂きたいと思います。

もう1点ですね、様々な公園がありますけれども、例えば東京都のですね、恩賜公園等はですね、例えばもう150円というふうなね、金額の設定で、これは何かというと、やはり公園を利用する方の受益者負担の部分の問題だというふうに私は考えます。受益者負担ということで、どの程度が適正かということですね、10%から20%。例えば先ほど平成30から令和3年度の見込みまで、1,800万円から1,141万円というふうな部分がマイナス部分になっているということであればですね、それらの10%から20%程度が適正ではないのかなというふうに私は考えます。それをですね、もう例えばこの1,840万円、1,834万円とか1,100万円、もう全部補填をするためにこの500円を適当と考えた理由。本来の、町民は除くというふうに言っていますが、公園というのはですね、様々な人、どんな人でも利用できるようにするべき施設であるというふうに考えます。そういった中において、受益者負担の考え方について委員会で議論をされたのか。その2点をお伺いいたします。

7 番 南 雲 500円ということで、上限500円ということで、500円いきなりという考えではないことを前提に私たちは委員会で議論させていただきました。それから、一応総合計画の中に指定管理ということ掲げているということで、指定管理に向けてのこの入園料がある程度こういう計算をさせていただいた中で、その指定管理も頭の片隅に置きながら、こういった部分で本当に、この受益者負担が10%から20%という議論は出ませんでしたけれども、近隣のところ、吉田邸と

かも駐車料を別に500円とか取っているということ…ごめんなさい、これは出ませんでしたので言っちゃいけないんですけども、恩賜公園というのは、特に私が見た中では安いほうだなというふうに感じてます。本当にそういった意味で、皆さんの中では、500円に関してはいろいろ意見が出ましたけれども、町民の方とかは、もう500円以上にしてもいいっていうような御意見もあったという中で、やはりこういった計算をさせていただいた中で500円というふうにしたというふうには決めたというふうに。（私語あり）

6 番 井 上 いや、委員会の中でね、そういうことを審議されたという話をやはり委員長としてはね、説明をしていただかないといけないと思うんですよ。委員長の思いとかではなくね、例えばその、町民の声というのは、そういうふうな、例えばその参考人とかをお呼びして町民の声を委員会の中で聞かれたのであればその話として分かりますけれども、一般的なね、考え方なのか、その辺はよく分かりませんが。ただ、一番言いたいのはね、公園なので、様々な人がある程度自由に利用できる施設であり、多少は公園の入園料を取る際ですね、例えば入園料を取るとか、管理をするとか、そういった部分でその入園する人が受益者となる部分の負担としては、先ほど言ったように公園では10%から20%ではないのかなということで、では、それらに対する議論は出なかったということではよろしいということですか。

4 番 平 野 受益者負担が、井上議員がおっしゃる10%というのは、赤字の10%という意味ですか。（「そうです。」の声あり）そうですね。そういうふうな方向の議論の仕方はちょっとしなかったんですけども、これまでの収支を見ていって、ちょっと令和元年以降、コロナも始まって特殊なケースがちょっと出てきてしまったので、なかなかその3年間、難しいんですが、平成30年度、それがない時期をベースに考えて収支マイナスであること。また、令和3年度はコロナ禍であったけれども、一応入園料が認められたと、300円認められたという中で、公園の収支は何とか黒ではあるけれども、やはりこのイベント経費、先ほど混ぜるべきではないとおっしゃったんですが、やはりイベントに対して町から出している補助金などを、そこを入れてしまうと、やはり全体収支はどうしても



赤になってしまうというところもあり、そして、あと先ほど井上議員が公園なのである程度自由に入出入りすることがやはり重要だとおっしゃったんですが、その点は私たちも確認しまして、もちろん町民は無料というのは、これは催事的时候でも無料という意味なんですが、催事以外は町民じゃない方も無料、免除ということは再三確認いたしました。本当に催事的时候だけ町外の方から入園料を取るんだなということを確認いたしました。なので、町民の負担はないと。そして、これまでその赤字を埋めていた、町税で埋めていたことになりまますので、そういうことを考えれば、そこをカバーすべく観光客の方から入園料を十分に徴収するということは、税金負担をむしろ軽くするので、町民サービスはその分、上がるのではないかとというような議論をいたしました。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

10 番 齋 藤 今のとちょっと関連しますけれども、4 番議員がおっしゃられた催事のこと、これは桜まつりとかイルミネーション、この2つというぐらいの限定でよろしいんですか。

4 番 平 野 実績は、今は、桜まつりときらきらイルミネーションしか今のところはない、もちろん例に上がったのは実績でしかないのそこしかないんですが、今後、考えていく上では、有料化をしてもいいのではないかとというような催しがあった場合には、そこは有料にできるのではないかと議論をいたしました。例えば、今、この夏実験的に開催されていた山の上でのプール遊びなどは、もう本当に行列ができておりましたし、その分、水道料なども使っておりますので、そこは取れるイベントではないとか、その辺りは、企画をされたときに、これは有料にふさわしいのかどうかという判断をしていただく。そしてそこは町へちゃんと、もし指定管理になったとしても町にちゃんと許可を頂くということを確認しました。

10 番 齋 藤 分かりました。ただ、私は、これの最初のときの議案が提出されたときに、指定管理者を先ほど委員長も念頭に置いてというお話もありましたとおりに、指定管理者にいった場合、ここの指定管理者がやっぱりビジネスですのでお金

を稼がなきゃいけない部分、そういったイベントを幾つかやらなきゃいけない、そのたびにお金を徴収していく。その辺で、この13条の3項に指定管理者ができる、次に掲げる業務とするということで4点ほど書いてありますけれども、ここにはその特別なイベントをするというのをどこで読み取っていくものというところは…ですかね。13条です。13条の3項です。これでどこで特別なイベントを組んでやっていいのかという部分が出てくるのかという。指定業者は次に掲げる業務とするって限定してるじゃないですか。

4 番 平 野 今、齋藤議員がおっしゃった13条の3項の部分は、これは通常の管理業務、維持業務の範囲ではないかと思います。(2)のことをおっしゃってるんですよ。これは、利用の許可というのは、もし指定管理になってない場合は、これは町が許可をするやつです。それをもし管理代行になった場合には、指定管理者がここ、これも代行しよう、しますねという確認の条項だと思います。

10 番 齋 藤 指定管理者が、要はここで利益を出さなきゃいけない部分って、これだけじゃどうなのかなという問題は、お聞きになったかどうかということを確認したかったんですよ。あと、その14条のところですね、利用料金を指定管理者の収入とするという言葉、例えばこのイベントをやっていたのは催事、桜まつり、イルミネーション、観光協会が特別な実行委員会か何かをつくられてやって収入を得たと思うんですけど、この条項ですと、これは指定管理者をどこかにやってしまったら、観光協会にお金が入らないという見方になるんですよ。そこを、公園の利用、指定、公園等の利用料金を指定管理者の収入として收受させることができることとすると書いてある。要はこういうことで稼げということじゃないんですかね。その辺はどのように理解されたのか、お願いします。

4 番 平 野 これは、例えばドッグランのことを考えてみても、ドッグランの中でイベントをされた、例えば何か犬の何かをやったときの収入は、その指定管理者に行くと思うんですが、同じように考えております。

6 番 井 上 今ここでですね、個人的なこの条例に対する判断を聞いているのではなく、委員会の中でそういうことが審議されたかどうか、どういうふうに審議されたかどうかを10番議員は聞いていると思うんですね。議長のほうで、例えばそれ

がなかった、そういうことを委員会の中で出ていないのであれば、それについての説明はですね、ここでされちゃうのは、個人的な判断だけのこの条例解釈の説明をされるにすぎないと思いますので、その辺、ちょっと議長のほうで調整をしていただきたいと思います。

4 番 平 野 すみません、それでは、齋藤議員が今おっしゃった13条の3項、それから14条の第1項は、議論はいたしませんでした。

10番 齋 藤 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

1 番 唐 澤 議案第31号松田町公園条例を改正する条例に対する委員会報告書に関して、反対の立場で討論いたします。

新規条例への改正について幾つかの懸念点がございますが、特に危惧する点は以下になります。

1、第3条にある入園料の積算根拠やシミュレーションの正確なデータ、議論等が不十分であるため、見直しが必要なこと。

2、別表第2、第4条関係にある駐車場料金が多様な車種に対応されていないこと。

3、執行側は、現在国からの補助金も得ながら西平畑公園を拠点としたグランピング等の実証実験中であり、様々な検証結果とともに条例改正を検討する必要があること。

私は、西平畑公園の審議等には3年しか携わっておりませんが、ここは公園でありながら、すばらしい伝統や文化、教育等も展開されてきたこと、多くのボランティア活動や善意でも成り立っていた歴史があることを認識しています。併せて、町内を含む全国各地や海外の方々にもお聞きしてみたところ、日本は遠いけれど、自然やおもてなしの心が詰まった西平畑公園にぜひ行ってみたいというリスペクトする声が多く集まりました。

時代が変化し、多くの改革や開発が進んでいく中であっても、この西平畑公園だけは、これからもたくさんの草花等で埋め尽くされ、自然の豊かさから学べる教育や文化のすばらしさをお伝えし、存在価値を放ち続けてほしい。あくまでこれは個人的な考えですが、ウクライナ侵攻やコロナ禍等の世界情勢、社会情勢を鑑みると、一度交付税等の推移も踏まえた西平畑公園全体に係る収支を明確にし、入園料の上限について、引き上げることも視野に入れることや、これまでの善意を無駄にせず、本来の目的やよさを生かしながら継承されていくためにも、決算の指摘事項にあります役場職員の増員を図り、組織体制の構築や町内業者、団体等との連携強化を優先的に努めていただきたいです。今までたくさんの作業に追われ、取り組んで来られた町長や職員の皆様には大変心苦しく申し訳ない気持ちもございますが、どうか再考をお願いいたします。

議員の皆様におかれましても、御賛同いただけますと幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 皆様、こんにちは。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例に賛成の立場から討論いたします。

新規に提案されたこの条例は、これまでの子どもの館、自然館、ハーブガーデン、それぞれの設置及び管理に関する条例を分かりやすく集約したものです。これは2年前の我々の議論のほうから一本化してほしいとお願いがありました。これまでのそれぞれの施設のよさが損なわれないように、それぞれの条例に書かれていた目的をしっかりと明記されております。その上で、これまで松田町公園条例に規定されていた入園料や各種使用料を、この新規条例において設定しております。入園料については、従来桜まつりに限っておりましたが、桜まつり以外の催事でも適用されると変更されました。町民及び町内在勤の者は無料、催事以外のときは町外の方も無料というのは、変更はありません。つまり、何もイベントが開催されていないふだんの静かな公園は、これまでどおりどなたが行っても無料です。

大きな変更は、これまで18歳以上300円が上限とされておりましたが、500円

が上限となることです。これはあくまでも上限規定です。金額については、西平畑公園の桜まつりを含む年間収支が町の直営となってから徐々に会館日を少なくしましたが、それでも2,300万から1,500万の赤字となり、令和3年度に300円の入園料は認められましたが、それでも先ほどのようにイベントの経費まで含めれば、1,200万円の赤字が解消していないということで、これは仕方がないかなと判断をいたしました。催事での来園者の負担が増えることにはなりますが、先述のとおり、町民は無料です。つまり、千万単位の赤字を毎年町民の税金で埋めている現状を、町民に負担がかからない方法で改善しようとしている。財政規模も大きくない我が町にとって、千万単位の税金補填は決して楽なことではありません。それだけ他の住民サービスは抑えられているということになります。

私は現在、金・土・日しかオープンしていない、だんだん減ってしまってオープン日が減ってしまったという現状を、負のスパイラルの象徴と感じています。これを好転するための一歩がこの新規条例であり、私は賛成いたします。ほかの議員の皆様も、ぜひ御賛同頂けるようお願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例は否決されました。